

持続可能な介護保険制度の構築を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
全世代型社会保障改革担当大臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

介護が必要な人を社会全体で支える介護保険制度は、介護サービスの利用者が支払う利用料のほか、国民が負担する介護保険料と国・地方公共団体の公費負担によって維持されており、国は、制度の見直し等を通じて介護保険制度の安定を図り、国民に必要な介護サービスを提供してきた。

一方、今後、我が国では本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えることから、政府は、医療・介護等の増加する社会保障給付については、負担能力に応じて全ての世代で公平に支え合う仕組みに強化することに加え、給付と負担のバランスを確保することによって、どの世代も安心できる社会保障制度が持続できるよう、全世代型社会保障改革を進めている。

こうした中、介護保険制度については、制度の持続可能性を高めるため、現在、介護保険料の上昇抑制を含めた検討が行われるとともに、介護サービス事業者への介護ロボット・ICT機器の導入等による業務の効率化や負担軽減、賃上げ等の処遇改善を通じた介護人材の確保等の取組が推進されている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全世代型社会保障改革を着実に実施し、安定した介護保険制度に必要となる見直しや取組を進め、将来にわたって国民に必要な介護サービスが提供される社会を実現するため、持続可能な介護保険制度を構築するよう強く要請する。